

本検討会の目的・検討事項説明

農村振興局 農村政策部
農村計画課 農村活性化推進室

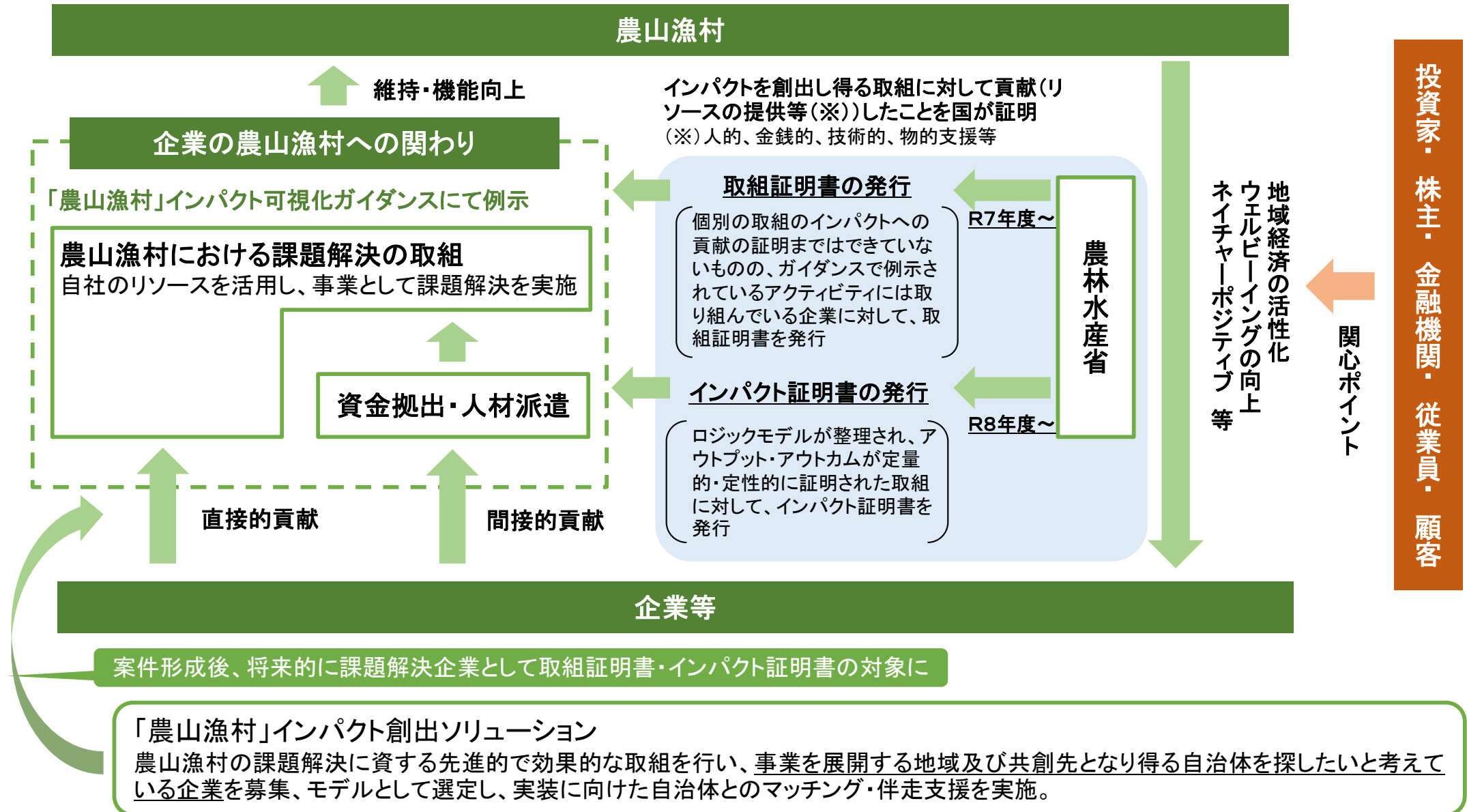
MAFF

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

農林水産省

取組証明書・インパクト証明書制度のイメージ

- 農山漁村におけるインパクトを創出するような課題解決に貢献した企業へのインセンティブとして、国として、取組証明書及びインパクト証明書の発行を検討しているところ。
- 貢献が直接的・間接的の如何にかかわらず、訴求対象等のニーズにより取組証明書又はインパクト証明書を発行可能。



証明書制度創設の背景/課題・目的

農山漁村の課題解決のために行われる企業等による取組が、今後も継続する見込であり、特定の社会・環境インパクトの創出に繋がるものであることを証明するための制度を創設。

背景/課題

- 背景：農山漁村では人口減少が進行し、地域の持続性が脅かされている。農業生産の基盤維持や食料安全保障の観点からも、地域の生産基盤強化・生活環境整備が不可欠である。こうした中、農林水産省は地域内における農村RMO形成や中山間地域DXなどを進めてきたが、人口の自然減が進む中でより一層取組を促進していく観点で、これらに加えて、地域外の多様な企業等の参画が必要である。その一環として「『農山漁村』インパクト可視化ガイダンス」を策定したが、依然として実際の取組や成果を外部に示す仕組みは未整備である
- 課題：企業等の取組を統一的な観点から評価・証明する制度がないため、取組がステークホルダー（従業員・顧客・金融機関など）から適正に評価されず、資金調達、人材確保に繋がっていない。結果的に、企業等による農山漁村への参入や継続的な取組が促進されていない

目的

- 農山漁村の課題解決のために行われる企業等による取組が、今後も継続する見込であり、特定の社会・環境インパクトの創出に繋がるものであることを証明することで、ブランド力強化、人材獲得、資金調達等に繋げる。これにより、農山漁村における企業等の積極的な参画や継続的な取組を促進することを目的とし、以下を創設する
- ✓ 「インパクト証明書」：企業等による取組が特定の社会・環境インパクトの創出に繋がるものであることを、IMMプロセスが確立されているか等、専門的な見地から個別に証明。
- ✓ 「取組証明書」：企業等による参入障壁を下げ、多くの企業等による取組を促進できるよう、企業等によって農山漁村の課題解決に向けた個々の取組が行われていることを証明（インパクトに繋がり得る取組であることについては、ガイダンスに記載された事例等を参照して示す。）。

両証明書により実現したいこと

農山漁村の課題解決のために行われる企業等による取組が、今後も継続する見込であり、特定の社会・環境インパクトの創出に繋がるものであることを証明するための制度を創設。

証明対象

実現したいこと

インパクト 証明書

資金調達等に繋げる

- ① 企業等により農山漁村の課題解決に向けた取組が行われ、
- ② その取組が今後も継続する見込であり、
- ③ 特定の社会・環境インパクトの創出に繋がるものであること。
(IMMプロセス等について、専門的な見地から個別に審査)

※企業の財務メリットにどのように繋がるか、農山漁村の課題解決に向けて他の企業等とどのように連携したか、についてはオプションとして記載

企業等による取組や継続性を適正に評価し資金調達等に繋げる

⇒ 企業等による農山漁村への参入・継続的取組を後押し

取組 証明書

多くの企業等による参画を促進

- ① 企業等により農山漁村の課題解決に向けた取組が行われ、
- ② その取組が今後も継続する見込であること。
(ガイダンスに記載の事例等に基づいて審査)

※農山漁村の課題解決に向けて他の企業等とどのように連携したか、についてはオプションとして記載

企業等による参入障壁を下げ、より多くの企業等による参入・取組を促進

本検討会における検討事項

○インセンティブについて

- ・取組証明書、インパクト証明書ともに、人材リターン、ブランドリターン、資本市場リターンが、インセンティブとなりうる
- ・ただし、資本市場リターンとしていくためには、
取組証明書の場合：投資家のインパクト投資等のソーシングとして活用してもらうことが重要
インパクト証明書の場合：長期的には、このインパクト証明書があれば簡素なDDで資金拠出できる、といった指標である必要あり
特に、投資家側の意見を反映させていくことが重要

○取組証明書、インパクト証明書の評価基準の考え方

- ・取組証明書
 - －昨年度ガイダンスに記載がある取組：ガイダンスに記載されているロジックモデルをもとに認定
 - －昨年度ガイダンスに記載がない取組：昨年度ガイダンスに記載した農山漁村の課題と取組の関係性の根拠の記載が現実的か
- ・インパクト証明書
 - －上記に加え、評価基準の考え方（IMMプロセスのあり方等）について検討

○インパクト証明書の評価基準、評価方法の詳細

- ・インパクト証明書におけるインパクトやIMMプロセスの評価方法の詳細
 - －アウトカム・インパクトは定量化を求めるべきか
 - －初回時：IMMプロセスを実施できる体制を構築できているか、を評価するのがよいのか
 - －更新時：上記に加え、インパクト指標（KPI）を達成できているのか
（達成できていない場合は、その改善のための施策を立てているか）を評価するのが良いか
- ・アウトプット、アウトカムの具体的な測定方法

○具体的なインパクト証明書発行の手続きについて

- －発行に向けた体制論

【第1回】（インセンティブ、評価基準の考え方）

インパクト証明書、取組証明書のインセンティブを整理。
取組証明書、インパクト証明書の評価基準の考え方を整理。
取組証明書の募集開始に向け、募集・評価・発行体制について、意見聴取。

【第2回】（インパクト証明書の評価基準、評価方法の詳細）

インパクト証明書におけるインパクトやIMMプロセスの評価方法の詳細を検討。

【第3回】（具体的な評価方法）

農山漁村における各企業の取組を参照しつつ、ロジックモデルの整理や測定方法等について検討するとともに、IMMプロセスの評価方法の詳細について引き続き検討（調整中）。

【第4回】（インパクト証明書の発行体制）

R8年度のインパクト証明書発行開始に向けて、インパクト証明書の募集・評価・発行体制について検討。

※取組証明書・インパクト証明書制度の検討の過程で、制度の活用が促進されるよう必要に応じてインパクトガイダンスの改訂も検討

第2回検討会の位置づけ

○取組証明書の交付

7月 取組証明書の要件設定、
募集要項事務局案作成

10月 検討会での承認後、
取組証明書募集開始

10月～11月
取組証明書募集期間

12月～1月
取組証明書審査期間

2月 取組証明書交付

○検討会の開催スケジュール

6月 検討会の構成、委員決定

8月 第1回検討会
・インセンティブ、評価基準の検討
・取組証明書の要件設定、募集要項作成

10月 第2回検討会
・インパクト証明書におけるインパクトや
I MMプロセスの評価方法の詳細の検討

11月 第3回検討会
・個別の企業の具体的な取組事例を通じた
インパクトやI MMプロセスの評価方法等
の検討（調整中）

1月 第4回検討会
・インパクト証明書の募集・評価・発行体
制を検討

○インパクト証明書の交付

10月 発行マニュアル骨子作成
・アウトカム・アウトプットの測定方法
・発行体制の整備

10月～1月 発行マニュアル作成

2月 発行マニュアル公表

※

※取組証明書・インパクト証明書制度の検討の過程で、制度の活用が促進されるよう必要に応じてインパクトガイダンスの改訂も検討

インパクト証明書発行マニュアル
の公表（令和8年2月ごろ）

令和8年度のインパクト証明書発行
開始に向けた検討及び発行体制の
整備を令和7年度中に実施